## 確約書(福祉用具)

- 1 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請に当たって、 介護保険法及びその他の関係法令を順守いたします。
- 2 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給を受ける製品購入 について相談・申込みを受けた際には、利用者に対し、丁寧親切な対応を 心掛け、必要な説明を行います。また、利用者を担当する居宅介護支援専 門員や介護予防支援事業所その他の介護保険事業の事業所職員と密接に 連携し、その業務の遂行に協力いたします。
- 3 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給を受ける製品の販売に際しては、市から受けた指導には誠実に対応し、必要な書類等を速やかに提出します。
- 4 代理受領の開始に際して届け出た事項に変更が生じた場合には、市に変 更があった旨を速やかに届出いたします。
- 5 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費を利用しようとする市民 に対し、市が本届出を行った事業者の一覧等を情報提供することに同意い たします。また、事業者の一覧等を作成する際には法人情報の提供などに 協力いたします。

(事業所及び代表者名)

(EII)

(事業所所在地)

〒

都・道広・市府・県町・村

電話 ( )